

VI
142
6-2
150

大学基準運用要項の増補

大学基準運用要項に次の二項を加える。

ハ「学士号の種類」を次のように運用する。

イ 学士の称号の上に冠してその種別を示す名称は、原則として、出身学部の名称によるものとする。

ロ 前項によることが適当でないもの或は学部の中にある学科が学部基準に準ずる内容をもちつと認定するときは前項の趣旨により適当の名称を冠するものとする。

春山 156